

太子町教育大綱



令和8年 月

太 子 町

1. はじめに

(1) 策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育、文化の振興に関する基本方針を定めるものです。

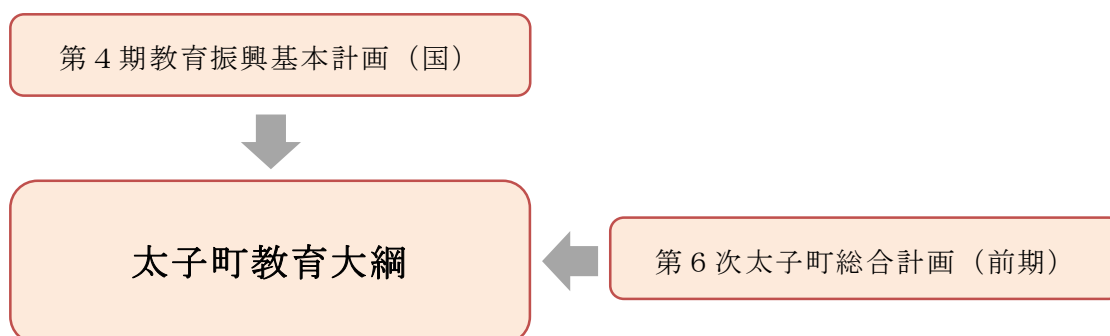
(2) 計画期間

この大綱は、第6次太子町総合計画（令和8年度～令和17年度）における前期基本計画（令和8年度～令和12年度）との整合を図り、令和8年度から5年間の計画期間とします。

2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
国／第4期 教育振興基本計画 (令和5年度～9年度)										
第6次太子町総合計画 (前期；令和8年度～12年度、後期；令和13年度～17年度)										
太子町教育大綱										

(3) 大綱の位置付け

この大綱は、第6次太子町総合計画前期基本計画（令和8年度～令和12年度）との整合を図り、総合計画の教育・文化に関する基本目標を実現するために策定するものです。



2. 基本理念

現代社会は、情報通信技術の発展などにより生活や働き方が急速に変化するとともに、グローバル化の進展、人口減少、少子高齢化、気候変動や自然災害の増加など、多様かつ複雑な課題に直面しています。また、価値観の多様化や社会の複雑化により、従来型の知識偏重型教育では対応が難しい状況となっています。

これらの社会情勢を踏まえ、教育には、単なる知識、技能の習得にとどまらず、課題発見力、思考力、判断力、表現力を育むとともに、持続可能な社会形成に貢献できる力を育成することが求められています。

このように社会が大きく変化する中で、次代を担う子どもたちには、自分の意見を持ち、他者と対話し、合意を図る力を身につけることが重要となります。また、自分自身で問いを見出し、知識や技能を活用して課題を解決する探究的な学びを深める教育環境を整えることで、生涯にわたって主体的に学び続ける力を育むことが求められています。

加えて、急速に進化するデジタル環境や ICT 機器についても、子どもたちの発達段階に応じて効果的に活用することで、学びを多様化・最適化していく取組みが必要となります。その中で、個別最適化された学びと協働的な学びを一体的に充実させ、互いに支え合いながら成長する力を育むことが求められています。

これらの教育の目標を実現するためには、就学前からの小中一貫教育を通じて非認知能力の育成を重視することが鍵となります。非認知能力とは、忍耐力や共感力、創造性、自律性など、人生を通じて重要な力であり、学びや社会生活を豊かにする基盤となります。就学前から小学校、中学校までの一貫した取組みにより、子どもたちにこうした能力を育む環境を提供することが必要となります。

また、子どもたちの健やかな成長を支えるためには、学校教育だけでなく、家庭や地域における学びや体験が重要です。家庭・地域・学校園がそれぞれの役割を果たしながら協働し、思いやりや主体性、粘り強さなどの非認知能力を育む環境づくりを進める必要があります。さらに、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が生涯にわたり学び続け、文化・スポーツ、歴史に親しみながら、地域社会に主体的に参画できる環境を整えることが重要です。多様な学習機会や交流の場を通じて、人と人のつながりを深め、郷土への誇りと愛着を育むことが、心豊かで活力ある地域づくりにつながります。

このような状況を踏まえ、第6次総合計画の教育・文化に関する基本目標を実現するために、「**主体的に学ぶ力を育み、未来を拓く人づくり**」を本町の教育に関する基本理念とし、次のとおり9つの基本目標を定め取組みを進めます。

第6次太子町総合計画

《基本理念》

和の心を次世代へつなぐまち

～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～

基本目標

未来を担うこともたちが元気に育つまちづくり

郷土愛溢れた「コミュニティ豊かなまちづくり

全ての人が健康でいきいきした生活が営めるまちづくり

地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり

誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり

持続可能なまちづくりを支える行財政運営

《教育大綱基本理念》

主体的に学ぶ力を育み、未来を拓く人づくり

(1) 就学前施設における質の高い教育・保育を推進します

(2) 非認知能力で結び付けた就学前からの小中一貫教育を推進します

(3) 子どもを受け止め、よりそい支える取組みの充実に努めます

(4) 子どもたちが安全で快適に過ごせる教育環境の整備に努めます

(5) 食育を推進し、学校給食の充実に取り組みます

(6) 家庭・地域・学校園が連携し、非認知能力等の育成に取り組みます

(7) 自ら学び、活動できる生涯学習環境を整え、住民文化を振興します

(8) あらゆる世代がスポーツに親しむ健康で元気なまちをめざします

(9) まちの誇りである歴史遺産を継承し、その活用を図ります

3. 基本目標

(1) 就学前施設における質の高い教育・保育を推進します

- 子どもの健やかな育ちのための質の高い教育、保育を推進するとともに、子育て支援・発達支援の充実を目指します。
- 保育園、幼稚園、認定こども園等の就学前施設と小学校の連携強化を推進し、幼児教育や保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(2) 非認知能力で結び付けた就学前からの小中一貫教育を推進します

- 学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、非認知能力と認知能力を一体で育む授業づくりを推進し、郷土愛を育む地域学習、太子探究や各教科の授業アップデートにより、子どもが主体的に学び続ける力を就学前から小中に至る一貫した学びの連続性で支えていく取組みを推進します。
- 学校教育目標の実現に向けて、全ての教育活動において「発達支持的生徒指導」を基盤とし、共生社会の一員となるための道徳教育・人権教育・キャリア教育等の充実を図り豊かな心の育成に努めます。
- 学校・家庭・地域が連携して、規則正しい生活習慣と体力の向上を図り、自ら考え行動し、失敗や困難を乗り越える力を備えた健やかな心身を育成するとともに、発達段階に応じた生命（いのち）を大切にするための教育の取組みに努めます。
- 校園長のリーダーシップのもと、教職員の資質・指導力の向上に努め、校内研修体制の充実や学校園の教職員が交流し、個々の教師力、授業力の向上を図る研修の機会の拡充を進めていきます。

(3) 子どもを受け止め、よりそい支える取組みの充実に努めます

- 障がいや様々な背景のある子どもが、適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携による取組みを進め、早期からの切れ目のない支援体制の構築に努め、ともに学びともに育つことができる、インクルーシブ教育等を推進します。
- 「子どもの SOS 見逃し^{ゼロ}0」を合言葉に、学校支援チームによる相談体制の強化、児童生徒支援教室を中心とした不登校支援の強化・いじめの早期発見など、子どもの安心・安全・心の安定を支える環境の充実に努めます。
- 教職員が心身ともに健康で、子ども一人ひとりと丁寧に向き合う時間が確保でき

るように、「学校の働き方改革」を進めます。

(4) 子どもたちが安全で快適に過ごせる教育環境の整備に努めます

- 子どもの命と安全を最優先に、学校における安全管理を徹底するとともに、危機発生時に迅速かつ組織的に対応できる体制を整え、子どもの安全確保及び危機管理体制の充実を図ります。
- 平成 28 年度に策定された「太子町公共施設等総合管理計画」に基づいて策定した、教育施設の適切な維持管理等に関する「個別施設計画」を基本に、施設の更新、長寿命化等を継続的に行います。
- 児童・生徒が安心して、快適な学校生活を送ることができるよう、町立小中学校の照明 LED 化など学校設備の改修を進めます。
- GIGA スクール第 2 期を迎え、ICT 活用による多様な学習ニーズへの対応や校務支援システムなど教職員の業務改善を図り働き方改革を推進し、更なる子どもたちの快適な学びの拡充を進めます。

(5) 食育を推進し、学校給食の充実に取り組みます

- 各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、栄養教諭を中心に全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ります。
- 地域の食材を積極的に活用し、安全で安心かつ健康の保持増進につながる給食の提供に努めるとともに地域の食文化の継承に努めます。

(6) 家庭・地域・学校園が連携し、非認知能力等の育成に取り組みます

- 保護者や地域の意見を生かした学校経営を行うために、コミュニティースクールの導入の検討を行うとともに、学校協議会等を活用し、学校運営体制の充実に努めます。
- 非認知能力の育成をはじめとする家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への働きかけなどにより、子どもの育ちの原点である家庭の支援に努めます。
- 地域全体で支える町の教育力向上を目指し、学校・家庭・地域の協働による教育コミュニティづくりを進めます。
- 子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりを推進し、学習や多様な体験・交流を通して、子どもたちの心と身体の健全な育成を図ります。

(7) 自ら学び、活動できる生涯学習環境を整え、住民文化を振興します

- 住民一人ひとりが自らの人生を豊かにし、地域とのつながりを深めていくため、年齢やライフステージに応じた学習機会（講座・学習会・学び直し等）の提供に努めます。
- 住民主体の文化活動やサークル活動が継続できるよう、指導者・担い手の育成を行います。また、学んだ成果を地域活動や文化活動、ボランティア活動などにつなげ、学びを通じた人と人とのつながりが広がるよう、生涯学習の循環を大切にします。
- 生涯学習センター及び町立図書館を、学び・交流・発表の拠点として活用し、住民ニーズを的確に捉えた事業展開につなげます。また、学校図書館と町立図書館が連携し、子どもたちの学習や探究活動を支える取組みを進めます。
- 子どもから大人まで、誰もが本に親しめる環境づくりを進めるため、学校・家庭・地域が連携し、読み聞かせや調べ学習などを通じて読書習慣の定着を図ります。

(8) あらゆる世代がスポーツに親しむ健康で元気なまちをめざします

- 年齢や体力に応じて、誰もが無理なく、楽しみながらスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、フレイル予防の観点からもスポーツ活動を推進します。
- 地域スポーツ団体等と協働・連携し、住民が主体的に学び合い、活動できるスポーツ環境を整えることで、健康づくりや世代間交流の促進につなげます。
- 学校部活動の地域展開に向けた検討を進め、子どものスポーツ活動の推進を図ります。

(9) まちの誇りである歴史遺産を継承し、その利活用を図ります

- 子どもから大人までが町の歴史に触れ、学びを深める取組みを進めます。こうした学びを通じて、町への愛着を育み、次世代へとつなげる学習を進めます。
- 竹内街道歴史資料館を歴史学習や地域学習の拠点として活用し、地域団体等と協働・連携し、地域の歴史や文化に親しむ学習機会（講座・企画展・体験学習等）の充実を図ります。
- 町の歴史文化遺産や郷土の偉人に対する理解は貴重な資源です。この資源を通じて、町の歴史や文化への理解を深めることで、郷土愛の醸成につなげます。

○国指定史跡二子塚古墳については、保存を基本としながら、史跡公園としての環境整備を進め、地域の歴史を学ぶ場としての活用を推進します。